

白河市「地域おこし協力隊」募集要項

1. 募集の目的、主な活動内容及び人数

三大都市圏などの都市部に生活の拠点を置く地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を支援しながら地域力の維持・強化及び地域の活性化を図ることを目的として、地域おこし協力隊を募集します。

○募集人員 2 名

○主な活動内容（活動地域）

- (1) 旧脇本陣柳屋旅館建造物群「蔵座敷」を活用したイベントの企画及び運営
- (2) 特色ある地域資源を活用した地域振興
- (3) 移住希望者と地域を結ぶコーディネート活動

※(1)は、白河地域、(2)と(3)は、東地域となります。

その他、次のような活動があります。

- ・市が主催する行事への参加
- ・地域が主催する行事への協力
- ・活動情報等の発信(ブログ、ツイッター、フェイスブックなど)

2. 募集対象

下記の(1)～(7)全ての要件を満たす方

- (1) 地域資源の探求に関心があり、積極的な情報発信をしながら地域活性化に取り組んでいただけの方
 - (2) パソコンの基本ソフトの操作スキル(ワード、エクセル、パワーポイントなど)と、インターネットの知識(ブログ、SNSなど)を有し、活用できる方
 - (3) 応募時点で、政令指定都市、三大都市圏及び都市地域その他諸条件を満たす地域(注)に在住し、活動期間中、白河市へ住民票を異動させて生活拠点を移すことができる方または、白河市以外の同一自治体で2年以上地域おこし協力隊として活動経験があり、退任から1年以内の方
 - (4) 心身ともに健康で、誠実に職務を行うことができる方
 - (5) 任期終了後も、白河市に就業・起業しようとする意欲を持ち、地域と協調して積極的に交流できる方
 - (6) 普通自動車運転免許を有する方
 - (7) 市の条例及び規則等その他関係法令を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- 注 諸条件については応募者の現在のお住まいの地域を詳しく知る必要があるため、別途、お問い合わせください。

3. 任用形態及び任用期間

- (1) 地方公務員法第17条による一般職非常勤の嘱託職員として採用します。
- (2) 委嘱の期間は委嘱の日から年度末まで
※委嘱の日から最長3年間まで更新します。

4. 勤務日数及び勤務時間

(1) 勤務日数：原則週5日（月曜日から金曜日）

(2) 勤務時間：原則8時30分～17時15分

（休憩1時間 1日7時間45分）

※夜間及び休日等の勤務は、週勤務時間内で調整します。

5. 報償

月額 172,500円（予定）

※その他、賞与、退職手当、扶養手当及び通勤手当は支給しません。

6. 待遇及び福利厚生

(1) 健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入します。

(2) 家賃補助、活動に必要な消耗品等は予算の範囲内で支給します。

7. 応募方法及び募集期間

(1) 提出書類

① 白河市地域おこし協力隊応募申請書（第1号様式）

② 職務経歴書

③ 作文（400字詰め原稿用紙2枚800字）

テーマ（下記により選択）

a. あなたが住みたいまち（応募者の理想のまち）

b. あなたが考える地域おこし（やってみたい活動・取り組みなど）

④ 住民票の抄本（個人票）

⑤ 普通自動車運転免許証の写し

※提出いただいた書類は返却しません。

※封筒に「地域おこし協力隊応募」と朱書きください。

(2) 提出方法

提出書類を直接持参、または郵送ください。

(3) 募集期間

随時募集中（定員となり次第、終了します。）

8. 選考方法

(1) 第1次選考

応募用紙等を基に書類選考を行います。選考結果は、応募者全員に通知します。

(2) 第2次選考

面接を行い、隊員を決定します。（面接の日時及び場所等は、第1次選考結果と合わせて通知します。）面接後、合否結果を通知します。

(3) その他

面接に要した交通費の一部を市で補助します。詳細はお問い合わせください。

9. その他

- (1) 活動地域、勤務地等の見学案内を随時受け付けています。地域おこし協力隊に応募する前に、活動地域や勤務地について、実際に足を運び、自分の目で確かめることをお勧めします。
- (2) 白河市への転入手続きは、必ず採用決定後に行ってください。それ以前に住所を移動させると応募対象ではなくなり、採用が取り消しとなる場合があります。
- (3) 選考の経過や結果についてのお問い合わせには応じられません。あらかじめご了承ください。
- (4) 提出された個人情報については、本応募のみに使用し、その他の目的には使用しません。
- (5) 応募人数の多少にかかわらず、採用しない場合もあります。
- (6) その他不明な点があれば、お気軽にお問い合わせください。

10. 書類の提出、問い合わせ

〒961-8602 福島県白河市八幡小路7番地1

白河市役所企画政策課企画政策係

電話：0248-22-1111

メールアドレス：kikaku@city.shirakawa.fukushima.jp